

## 日本郵政共済組合 一般事業主行動計画（第3期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成27年4月1日～平成31年3月31日

### 2. 目標及び目標を達成するまでの対策

＜子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備＞

目標1： 女性職員の育児休業・男性職員の子の看護休暇（又は育児休業）の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：期間内に子の看護休暇（又は育児休業）を1人以上取得すること。

女性職員：育児休業の取得率を80%以上とすること。

＜対策＞

- 育児休業取得の推進について情報誌（ニュースレター）等を活用した周知・啓発を実施する。
- 育児休業取得推進についての管理職員に対する啓発を実施する。

目標2： 円滑な職場復帰を支援するため、各種施策・取組を継続実施し、職員への浸透・定着を図る。

＜対策＞

- 職場復帰プログラムの実施状況を確認し、フォローアップを実施する。

＜働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備＞

目標3： 総労働時間を削減するための取組をより強化し、定着を図る。

＜対策＞

- 年次有給休暇の取得促進のため、管理者に対する啓発を継続実施し、常勤職員に限らず、非常勤職員等についても年休取得しやすい環境の整備を図る。
- リフレッシュデーの周知・啓発を継続実施し、時間外労働削減に向けた取組を徹底する。
- 所定外労働を削減するための周知・啓発の取組を継続実施し、管理者に対する啓発を実施する。

目標 4 : 各種制度に関する情報をより充実させるとともに、両立支援に資するセミナー等を開催する。

<対策>

- 制度の一層の理解・浸透を図るため、「次世代育成ガイドブック」について、介護制度等の内容も加え、社員がより活用しやすい内容に刷新する。
- 仕事と育児・介護等の両立に関するセミナー等を開催する。